

**豊田工業大学**  
**2027年度 大学院修士課程〈社会人特別選抜〉入学者選抜要項**

項 目	内 容
1. 募集人員	<p>先端工学専攻 … 若干名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械システム分野</li> <li>・ 電子情報分野</li> <li>・ 物質工学分野</li> </ul>
2. 出願資格	<p>次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ①、②および③に該当する者</p> <p>(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者、および2027年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、および2027年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>(3) その他、本研究科において、個別の入学資格審査により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、2027年3月31日までに22歳に達する者</p> <p>① 企業等において正規社員・正規職員として工業技術に関する業務に従事している者で、勤務先の所属長から推薦を受け、かつ在籍のまま入学することを認められた者</p> <p>② 大学卒業等の後、工業技術に関する実務経験(本学が認めた実務経験に限る)の年数が2027年3月31日において2年以上となる者  ただし、企業等が「実務経験が2年以上の者と同等以上の問題意識を有する」と認めて推薦する者については、2027年3月31日において1年以上の実務経験を有すればよい。</p> <p>③ 日本国籍を有する者、もしくは企業の就労ビザを有する外国籍の者</p> <p>※ 海外の大学を卒業(修了)した者または卒業(修了)見込みの者、および(2)(3)の者は事前に出願資格審査が必要</p>
3. 出願資格審査 (海外の大学を卒業(修了)した者または卒業(修了)見込みの者、(2)(3)の者)	<p>審査を要する者は、必ず次の期限までに入学試験事務室に問い合わせのうえ、審査書類を提出すること(書類の詳細は問い合わせ時に指定する)</p> <p>期限: 2026年5月29日(金) 17:00まで</p> <p>(* 講義等は原則として日本語で行われるため、講義内容等を理解できる十分な日本語能力を備えていることが望ましい</p>
4. 出願期間	2026年7月10日(金)～7月24日(金) 〈消印有効〉

5. 選考	<p>(1) 選考方法 面接試験(口頭試問を含む)を実施する。</p> <p>(2) 合否判定 面接試験の結果ならびに出願書類の内容に基づいて総合的に判定する。</p> <p>&lt;出願書類について&gt;  出願書類の一つとして TOEIC®L&amp;R のスコアを提出すること。  (*)TOEIC のスコアは、2024 年 9 月 2 日以降に実施されたテストのスコアを有効とする。  (*)TOEIC®L&amp;R-IP テストの利用も可とする。  (*)スコアは 550 以上を取得していることが望ましい。  (*)TOEFL®や IELTS™などのスコアを取得している場合は事前に連絡すること。</p>		
6. 選考内容	<p><b>【面接試験】</b></p> <table border="1" data-bbox="470 672 1380 772"> <tr> <td data-bbox="470 672 699 772">個人面接</td> <td data-bbox="699 672 1380 772">学問・研究に関する問題意識、勉学意欲および専門分野の基礎知識等を試問する。</td> </tr> </table> <p>(*)出願時に事前課題の提出あり。(詳細は募集要項参照)</p> <p>面接試験および出願書類を通じて、大学院修士課程で学修するために必要な志望する専門分野の基礎知識、学修・研究への意欲、学士相当の基礎学力と研究実績、論理的に考え表現・論述する力などを評価する。特に、実務経験に基づく学修意義・研究目的の理解や企業復帰後の学識をいかしたキャリアビジョンなどを有することを重視する。</p>	個人面接	学問・研究に関する問題意識、勉学意欲および専門分野の基礎知識等を試問する。
個人面接	学問・研究に関する問題意識、勉学意欲および専門分野の基礎知識等を試問する。		
7. 選考日	<p>試験日：2026 年 9 月 2 日(水)</p> <p>予備日：2026 年 9 月 3 日(木)</p>		
8. 合格発表日	2026 年 9 月 9 日(水)		
9. 安全保障輸出管理について	<p>本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく安全保障輸出管理規程を定め、貨物・技術の持ち出し、送付における管理や、共同研究、研究者・留学生・学生の受け入れ等に関する確認を行っている。これにより、本学大学院の提供する教育・研究内容は、安全保障輸出管理の規制対象となる場合がある。規制事項に該当するおそれのある場合は、希望する教育・研究が受けられない場合や、変更を求められることがある。</p> <p>※安全保障輸出管理の詳細については、経済産業省の安全保障貿易管理のウェブサイトを参照すること。</p> <p>《経済産業省ウェブサイト》 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/</a></p>		